

平成 27 年 9 月 1 日

戸塚区長 田雑 由紀乃 様

横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会

委員長 菊池 賢児

横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成 27 年 5 月 7 日戸地振第 194 号「横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会運営要綱」第 10 条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市踊場公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市踊場公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 9 月

1 経緯

横浜市踊場公園こどもログハウス第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市踊場公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

| | | | |
|-----|-------|--------------------------|----|
| 委員長 | 菊池 賢児 | 戸塚区踊場地区連合町内会 | 会長 |
| 委員 | 井出 秀子 | 税理士 | |
| | 川渕 竜也 | 明治学院大学心理学部教育発達学科助手・臨床心理士 | |
| | 柴田 直子 | 神奈川大学法学部准教授 | |
| | 渡辺 利通 | 戸塚区こども会連絡協議会 | 会長 |

3 指定候補者 選定の経過

| 経過項目 | 日程 |
|--|--------------------------|
| ◆第1回選定委員会（傍聴者3名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 踊場公園こどもログハウス 第3期指定管理者公募書類の決定 | 平成27年6月5日（金） |
| 公募書類の配布（ホームページにて公表） | 平成27年6月15日（月）～ |
| 現地見学会兼公募説明会（参加必須） ※申込は、平成27年7月2日（木）17時まで （申込 1団体、2名） | 平成27年7月6日（月） |
| 公募に関する質問受付（1団体、3問） | 平成27年7月7日（火） ～7月9日（木） |
| 公募に関する質問回答 | 平成27年7月17日（金） |
| 応募書類の提出（1団体） | 平成27年7月27日（月） ～30日（木） |
| ◆第2回選定委員会（傍聴者0名）審査 | 平成27年8月24日（月） |
| 審査結果の通知 | 平成27年9月上旬を予定 |

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市踊場公園こどもログハウス 第3期指定管理者 公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、審査として応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で集計しました。

| 項目 | 審査の視点 | 配点 |
|--|---|------|
| 1 団体の状況 | | 15 |
| (1) 団体の理念・基本方針・財務状況等 | 団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か | (5) |
| (2) 応募理由 | 区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。 | (10) |
| 2 職員配置・育成 | | 5 |
| (1) 職員の確保、配置及び育成 | 施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 職員の資質向上のための研修が計画されているか。 | (5) |
| 3 施設の管理運営 | | 30 |
| (1) 施設及び設備の維持保全及び管理 | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。 | (5) |
| (2) 小破修繕への取組み | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。 | (5) |
| (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応 | 事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 | (5) |
| (4) 防災に対する取組み | 市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組みがなされているか。 | (5) |
| (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応 | 利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。 | (5) |
| (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組み | 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組みが適切であるか。 ヨコハマ3R 夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。 | (5) |
| 4 事業の企画・実施 | | 40 |
| (1) 事業計画、事業展開 | 地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、子ども達の創造力や表現力を形成することができる魅力的な事業計画となっているか。 | (10) |
| (2) 施設の利用促進 | 質の高い接客サービスを提供するための取組みとなっているか。 利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組みとなっているか。 | (10) |
| (3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案 | 地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。 | (10) |
| (4) 関係機関及び地域団体との連携 | 関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。 | (10) |
| 5 収支計画及び指定管理料 | | 10 |
| (1) 指定管理料の額 | 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 | (5) |

| | | |
|--------------------|---|-----|
| (2) 施設の課題等に応じた費用配分 | 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。 | (5) |
| 合計 | | 100 |

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 ページ 14 5 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。(以下「団体」という)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
 ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

6 応募団体（1団体）

- (1) 公益社団法人とつか区民活動支援協会

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者に決定しました。

| 順位 | 団体名 |
|-------|-------------------|
| 指定候補者 | 公益社団法人とつか区民活動支援協会 |

8 得点

| | 選定の評価基準 | 配点 | 指定候補者 |
|-----|-------------|------|--------|
| (1) | 団体の状況 | 75点 | 62点 |
| (2) | 職員配置・育成 | 25点 | 21点 |
| (3) | 施設の管理運営 | 150点 | 120点 |
| (4) | 事業の企画・実施 | 200点 | 160点 |
| (5) | 収支計画及び指定管理料 | 50点 | 39.5点 |
| 合計 | | 500点 | 402.5点 |

9 審査講評

指定候補者（公益社団法人とつか区民活動支援協会）

施設の管理運営、自主事業の企画等について、これまでの経験と実績を十分に活かした安定した提案がなされており、実効性も確保できると判断した。

当該施設は、1区1館の子どもたちが木のぬくもりを感じ自由に集い遊ぶことのできる施設であり、現状として、開館中のほとんどは当該施設周辺地域の子どもたちが集ってきている。

このように、日々、集う子どもたちには、家庭・学校での育成はもちろんのこと、施設を含めた周辺地域においても、育成に取り組んでいくべきではないかと考える。

したがって、第3期指定管理期間においては、当該施設周辺の踊場地区、汲沢地区、北汲沢地区、戸塚第三地区の自治会町内会組織など周辺団体とも連携され、地域全体で子どもを育成するという各事業の基本にして管理運営を進めていかれるよう期待する。